



目次

告示	ページ
○救急業務の協力申出の撤回 (医療政策・医師確保課)	1
○保安林の解除 (治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (4件) (県民生活・男女共同参画課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")	2
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の清算人の退職 (")	3
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	3

告 示

高知県告示第28号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急業務に関する協力の申出をしていた医療機関から、次のとおり当該申出を撤回する旨の申出があった。
平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 撤回年月日
平田病院 高知市本町五丁目4番23号 平26・1・31

高知県告示第29号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町別枝字日比原2770の2・2770の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第30号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市宮田

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市藤字上ミ門ノ前	1231-1
2	〃 〃 字藤田正分	1343-1
3	〃 〃 字藤岡山	2081
4	〃 〃 字宮田谷	1212-1
5	〃 〃 〃	1186地先
6	〃 〃 字上ミ門ノ前	1243-1地先

(2) 区域

標柱1と2を一級河川渡川水系二支藤川に沿って結んだ線、標柱2から4までを順次に直線で結んだ線、標柱4と5を水路に沿って結んだ線、標柱5と6を市道藤宮田線に沿って結んだ線及び標柱6と1を国道439号に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年1月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市黒瀬字東山803番1	前	3.6 }	92
	後	3.6 }	92

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月10日から2週間高知県文化生生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成26年1月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年1月10日	特定非営利活動法人高知減災ネットワーク会議	中岡 久幸	高知市秦南町二丁目16番16号	この法人は、近い将来西日本で発生するとされるプレート境界型地震により、甚大な被害を受けると予想される地域の人々が、様々な知識と経験を生かし、多くの地域との連携に

				より、全ての自然災害に関する諸々の事業を行い、地震列島日本において全国各地で発生する自然災害に対し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 申請に係る特定非営利活動法人 |        |            |                                                                                          |
|------------|----------------|--------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 名称             | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的                                                                               |
| 平成26年1月10日 | 特定非営利活動法人暮らすさき | 荒井 徹   | 須崎市桐間南1番地  | この法人は、須崎市の課題でもある過疎化に歯止めをかけ、地域コミュニティ再生や文化、産業の活性化、交流人口の増加などを目指し、須崎市を太陽のように明るい街にすることを目的とする。 |

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年1月10日	特定非営利活動法人高知ヘルプデスク	浜口 ゆかり	香南市赤岡町967番地2	この法人は、セクシュアルマイノリティ本人及び関係者が安心して生活できる社会の実現を目指すために、セクシュアルマイノリティ本人及び関係者を対象にカウンセリング、相談業務、交流イベント、その他社会生活を送るための支援事業及び広報活動を行うことにより、セクシュアルマイノリティに対する社会の理解を促進し、セクシュアルマイノリティ本人の人権を守ることを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人 |        |            |            |
|-----------|----------------|--------|------------|------------|
|           | 名称             | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成26      | 特定非            | 矢野 敬   | 高岡郡        | この法人は、地域住民 |

|        |           |   |             |                                                                                                                 |
|--------|-----------|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年1月10日 | 営利活動法人はつせ | 明 | 構原町下折渡210番地 | が中心となって中山間地域の振興を図るため、経済活動の活性化および、環境の保全活動、観光の振興を図る活動、食と地域のコミュニティの形成に関する事業を行うことにより、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。 |
|--------|-----------|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年1月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年1月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年1月10日	変更前 特定非営利活動法人定福寺豊永郷民俗資料保存会	釣井 龍宏	長岡郡大豊町粟生158番地	この法人は、日本伝統文化の維持保存のために、民俗文化の継承及び民俗資料の保存に関する事業等を行ない、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
	変更後	特定非営利活動法人豊永郷	〃	〃

	民俗資料保存会			
--	---------	--	--	--

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市蕨岡尾山堰土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名    | 住 所        |
|----|-------|------------|
| 監事 | 福留 宣彦 | 四万十市蕨岡乙743 |
| 〃  | 佐竹 祥史 | 〃 〃 乙432   |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市蕨岡尾山堰土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成26年1月21日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
有友 政夫	四万十市蕨岡甲3730
有友 健夫	〃 〃 甲5398
谷崎 京一	〃 〃 甲6186
平口 諒	〃 〃 甲6192
福本 育男	〃 〃 甲6449

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年1月21日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
全身用X線CT診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番40号

- 5 随意契約に係る契約金額
122,115,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため